

運動期間/令和4年4月6日(水)~4月15日(金)



春の交通安全町民運動

4月10日^日は
交通事故死0を
目指す日です。



子供を始めとする歩行者の安全確保

- 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。
- 歩きスマホはやめましょう。
- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用しましょう。
- 青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。

歩行者保護等の安全運転意識の向上

- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。
- 妨害運転(あおり運転)は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。
- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯し、反射材用品等を装着しましょう。
- 自転車は車両です。
見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。

子供と高齢者は
ヘルメットを
着用するなどの
安全対策を!!



飲酒運転の撲滅

- 飲酒運転は犯罪です。
「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら、必ず110番通報しましょう。

自転車安全利用五則



- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子供はヘルメットを着用

☆交通安全協会では、皆様の会費を活用し、高齢者の交通事故を防止するため交通安全教室の開催、チャイルドシートの無料貸し出し等、地域の交通事故防止を推進しています。